

船舶インシデント調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（操舵機故障）
発生日時	令和6年8月19日 14時55分ごろ
発生場所	鳴門海峡（大鳴門橋北方沖） 丸山港西防波堤南灯台から真方位217° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 16.1′ 東経134° 38.4′）
インシデントの概要	セメント運搬船榮福丸は、航行中、舵が作動しなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年9月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	セメント運搬船 榮福丸、205トン 140250、霧島物流株式会社 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力661kW、回転数毎分870、6気筒、ボア200mm、使用燃料C重油、平成17年8月機関製造、平成17年10月20日進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、鳴門海峡を手動操舵で航行中、舵が作動しなくなった。 船長は、本船を減速させ、運航不能となったことを船舶所有会社に報告するとともに海上保安庁へ通報した。 船長から操舵機室の点検指示を受けた航海士は、本船の錨泊後に油圧操舵機の点検を行ったところ、同操舵機のシリンダーユニットとゴム製油圧ホース（以下「本件ホース」という。）の接続部から作動油が漏れていることを認めた。このため、同接続部に巻かれていた防食テープを剥がしたところ、本件ホースに破口を認めた。（写真1参照）

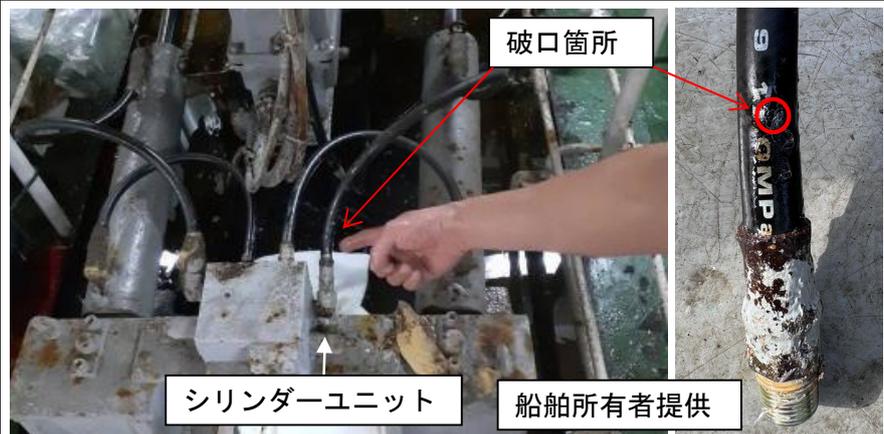


写真1 本件ホースの破口箇所（防食テープ取り外し後）

本船は、船舶所有会社が手配したタグボートにえい航されて愛媛県今治市伯方港いまぼり はかたに入った後、修理業者によって本件ホースの交換が行われ、舵が正常に作動することが確認された。

本件ホースは、約19年前の本船就航時から予備ホースとして船内に保管されていて、約9年前から使用されていた。

船長は、毎出航前に本件ホースを点検していたが、防食テープが巻かれていた部分については、同テープを取り外して点検していなかった。

分析

本船は、航行中、本件ホースに破口が生じたことから、作動油が漏えいして油圧操舵機の油圧が上昇しなくなり、舵が作動しなくなって運航不能となったものと考えられる。

本件ホースは、約19年前の本船就航時から予備ホースとして船内に保管されており、約9年前から使用されていた状況下、船長が、本件ホースとシリンダーユニットとの接続部に巻かれていた防食テープを取り外して本件ホースを点検していなかったことから、本件ホースの防食テープが巻かれていた部分が経年劣化していたことに気付かず、本件ホースに破口が生じたものと考えられる。

原因

本インシデントは、船長が、本件ホースとシリンダーユニットとの接続部に巻かれていた防食テープを取り外して本件ホースを点検していなかったため、本船が航行中、本件ホースの防食テープが巻かれていた部分に経年劣化による破口が生じ、油圧操舵機の作動油が漏えいして油圧が上昇しなくなり、舵が作動しなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、ゴム製油圧ホースの点検を行う際、防食テープが巻かれている部分については、防食テープを定期的に取り替えるなどして当該部分を直接点検し、劣化状況等を確認すること。
- ・ 船舶所有者は、油圧操舵機などに装着されているゴム製油圧ホースを定期的に交換することが望ましい。